

県央土木総合事務所が所管する都市公園のご利用について、手続きが必要な場合やその方法、グラウンドなどの予約方法、使用に関するお願いなどをご案内します。

●グラウンド（野球場、ソフトボール場、多目的グラウンド）で

・野球、ソフトボール、サッカーなどの**球技**をしたい

・運動会や盆踊り、展示会、消防訓練など**球技以外**の利用をしたい

グラウンドの予約が必要です。
P3~をご覧ください

●グラウンド以外の場所で

・お祭りを催したい

・運動会を催したい

・グラウンドゴルフ大会を催したい

「行為許可申請」が必要です。
P7~をご覧ください

テントや舞台などを設置したい

「占用許可申請」が必要です。
P7~をご覧ください

・グラウンドゴルフの練習をしたい

・野球やサッカーなどの練習をしたい

・花見をしたい

・遠足をしたい

P31~「よくあるご質問」をご覧ください

●園内で

・映画、テレビ番組やCM、ポスター、雑誌掲載写真などを撮影したい

・バーベキューをしたい

・花火をしたい

「行為許可申請」が必要です。
P7~をご覧ください

P31~「よくあるご質問」をご覧ください

●その他

・各公園の**概要**や**留意事項**を知りたい

P16~をご覧ください

《お問い合わせ・申請等の窓口》

<ul style="list-style-type: none"> ・「行為許可」、「占用許可」申請 ・管内公園行政に関するお問い合わせは 	県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係 〒920-8214 金沢市直江南2-1（直江庁舎 2階） TEL:076-239-3907 FAX:076-239-3705 E-mail:kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp（公園申請用）		
	公園名 ※県央土木総合事務所 所管公園	管理事務所（市外局番：076）	
<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド予約 ・バーベキュー予約 ・各公園施設に関するお問合せは 右記の各公園管理事務所へ 		TEL	FAX
	健民海浜公園	267-2266	267-2267
	奥卯辰山健民公園	264-0395	224-3294
	北部公園	257-2073	257-2075
	犀川緑地	243-8564	213-8564
	西部緑地公園	268-6685	268-6653
大野湊緑地公園	267-7744	267-7764	

目 次

1. グラウンドの予約について	3
2. 「行為許可」及び「占用許可」の申請について	6
(1) 申請が必要な場合とは	6
(2) 各申請の内容	7
(3) 留意事項	7
(4) 料金	8
(5) 申請の手順	9
(6) 「行為許可」及び「占用許可」の記入様式と記入例	10
3. 各公園の概要と利用上の留意事項	15
(1) 健民海浜公園	16
(2) 奥卯辰山健民公園	18
(3) 北部公園	20
(4) 犀川緑地	23
(5) 西部緑地公園	26
(6) 大野湊緑地公園	28
4. Q & A よくあるご質問	30

1. グラウンドの予約について

◎県央土木総合事務所が所管するグラウンド

公園名	グラウンド名	面数	内訳（名称）
北部公園	軟式野球場	2面	第1グラウンド、第2グラウンド
	ソフトボール場	2面	第3グラウンド、第4グラウンド
	多目的グラウンド	1面	第5グラウンド
西部緑地公園	多目的広場	1面	
	ソフトボール場	1面	
健民海浜公園	軟式野球場	2面	グラウンド A、グラウンド B
	ソフトボール場	1面	
	多目的グラウンド	1面	
奥卯辰山健民公園	多目的グラウンド	1面	



グラウンド予約の方法

- ・グラウンドの予約は、石川県のホームページで受け付けている他、各公園の管理事務所でも受け付けています。

インターネットでの予約

- ・石川県ホームページの「いしかわ施設予約サービス」
(<https://yoyacool.e-harp.jp/ishikawa/>) で受け付けています。
- ・インターネット予約に際してはアカウントが必要です。
- ・予約受付開始は利用希望日の**2ヶ月前の1日（ついたち）午前8時30分**からです。
(1月の受付開始は4日から。受付開始日が日曜祝日の場合は、直後の平日)
- ・その他、インターネットでの予約に関する詳細はホームページでご確認ください。

予約キャンセルについて

- ・予約後、不使用が決まった際は、必ず管理事務所へキャンセルの電話をしてください。

◎グラウンド使用に際しての注意事項

- ・硬式野球ボールの使用は禁止です。
- ・利用許可時間を厳守してください。
- ・利用後は整地、清掃を行い、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・グラウンド内に自動車を乗り入れないでください。

◎その他

- ・グラウンドで運動会や展示会など球技以外の利用をする場合は、「行為許可申請」の提出が必要ですのでご注意ください。（P 7～参照）
- ・上記の受付開始日以前の事前予約は、原則受け付けていません。事前予約に関するお問い合わせは県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へお願いします。

※事前予約受付例

- ・国・県・市のいずれかが主催・共催する行事
- ・他県や能登地区から宿泊を伴う多数参加があるもの（北信越大会など） 等

◎県央土木総合事務所所管グラウンドの施設内容等

□ 園名	北部公園	西部緑地公園	健民海浜公園	奥卯辰山健民公園
公園管理事務所	(住所) 〒920-3102 金沢市北森本町 〒35-1 ※北部公園内 (TEL) 076-257-2073 (FAX) 076-257-2075 (指定管理者名) 株岸グリーンサービス	(住所) 〒920-0361 金沢市袋畠町 南193 ※産業展示館 2号館2階 (TEL) 076-268-6685 (FAX) 076-268-6653 (指定管理者名) (一財)石川県県民 ふれあい公社	(住所) 〒920-0351 金沢市普正寺町 11字1の1 ※健民海浜公園内 (TEL) 076-267-2266 (FAX) 076-267-2267 (指定管理者名) T & A有限責任 事業組合	(住所) 〒920-1165 金沢市若松町 185 ※奥卯辰山健民公園内 (TEL) 076-264-0395 (FAX) 076-224-3294 (指定管理者名) 株岸グリーンサービス
グラウンド施設	・軟式野球場(2面) ※第1、第2 ・ソフトボール場(2面) ※第3、第4 ・多目的グラウンド(1面) ※第5	・多目的広場(1面) ・ソフトボール場(1面)	・軟式野球場(2面) ※A、B ・ソフトボール場(1面) ・多目的グラウンド(1面)	・多目的グラウンド(1面)
利用可能期間	3/1～11/30		・軟式野球場、 ソフトボール場は3/1 ～6月初旬頃 9月中旬頃～11/30 ※6月中旬頃から9月中旬頃は プール駐車場となるため使用不可 ・多目的グラウンドは 3/1～11/30	3/1～11/30
予約可能な回数 ※同一の申請者(チーム・団体含) が予約できる回数	<土・日・祝日> 月1面/2回以内 <その他の日> 月1面/2回以内	<土・日・祝日> 月1面/1回以内 <その他の日> 月1面/2回以内		
予約受付開始日	・利用希望日の2ヶ月前の1日(ついたち)午前8時30分から ※1月の受付開始は4日から ※受付開始日が日曜祝日の場合は、直後の平日から			
利用料	無 料			
抽選予約の有無	無 し (先着順)			

2. 「行為許可」及び「占有許可」の申請について

(1) 申請が必要な場合とは

●都市公園内で

・公園の一部または全部を独占して行う催し物
(例：運動会、お祭り、グラウンドゴルフ大会…等)

・仕事として行われる撮影
(例：映画、テレビ番組やCM、ポスター、雑誌掲載写真の撮影…等)

を行う場合は

こうい
「行為許可申請」が必要です。

●さらに

・公園内に公園施設以外の物
(例：仮設テント、舞台…等)

を設置する場合は

せんよう
「占有許可申請」が必要です。

申請書の提出、お問い合わせは

県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係へ

※ご使用の内容や趣旨によっては、有料となる場合やお断りする場合があります

《公園における禁止行為》 ※公園内での以下の行為は条例により禁止されていますのでご注意ください。

- 一 工作物若しくは備品を汚損し、又は破壊するおそれのある行為をすること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 樹木に登り、又は植物を採取し、若しくは損傷すること。
- 四 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 柵内に立ち入ること。
- 六 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- 七 池又は水路に立ち入ること。
- 八 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 九 たき火をすること。
- 十 指定された場所以外にごみその他の廃物又は汚物を捨てること。
- 十一 他人に対し、著しく粗野その他の行為で迷惑をかけ、又はけん騒にわたること。
- 十二 指定された場所以外の場所で宿泊すること。
- 十三 その他都市公園の美観風致を害するような行為をすること。

(2) 各申請の内容

◎^{こうい}行為許可申請

・公園内で以下の行為を行う場合には「行為許可申請書」を提出し、知事の許可を得ることが必要です。

- ① **公衆に開放される行事**で、厚生、娯楽を目的として都市公園の全部又は一部を独占して利用
【例】盆踊り、お祭り……等
- ② **競技会、展示会、博覧会**その他これらに類する催し
【例】グラウンドゴルフ大会、展覧会、運動会……等。
(※大会ではなく、練習として行うグラウンドゴルフ等は申請不要です。但し北部公園などでは練習希望者が多い為、管理事務所で受付してください)
- ③ 仕事としての案内、**撮影**
【例】映画、テレビ番組やCM、ポスター、雑誌掲載写真の撮影……等
- ④ **興業**
【例】サーカス……等
- ⑤ **露店、写真業及び募金**その他これらに類する行為
【例】グッズ・飲食販売、記念写真撮影業……等
(※露店はプロ野球やコンサートなどの主催者が直営で行うものに限り、酒類の販売は禁止です)

◎^{せんよう}占用許可申請

・イベント等で公園内に仮設テントや仮設ステージなど公園施設以外の物を設置する際には、行為許可に加えて「占用許可申請」を提出し、知事の許可を得ることが必要です。

・占用できる物は、公共性の観点から主に以下のものに限られています。

- ① 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
【例】仮設テント、仮設ステージ……等
- ② 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの(必要やむを得ないもの)
- ③ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの(必要やむを得ないもの)

(3) 留意事項

- ・グラウンドゴルフ練習での使用の際は、他の来園者の利用を妨げないようお願いします(独占使用は出来ません)。
- ・各公園で使用できる内容や範囲に制限があります。詳しくは「各公園の留意事項」(P16～)をご確認ください。
- ・グラウンドを予約して球技を行う場合には、許可申請は不要です。ただし、グラウンドで球技以外を行う場合には、許可申請が必要です(多目的グラウンドを含む)。

(4) 料金

1) 行為許可に係る料金

- ・行為許可を得て行う催し等については以下の料金がかかります。

◎盆踊り、お祭り、グラウンドゴルフ大会、運動会…等

半日1件につき	1,490円
1日1件につき	2,450円

<料金が免除となる場合>

- ・地方公共団体が主催・共催する行事
- ・公共団体による営利を伴わない行事
- ・学校、幼稚園等の運動会、遠足などの行事
- ・地域住民団体、老人クラブ等のレクリエーション行事
- ・身障者、高齢者の団体による行事
- ・巡回保育、消防署、保健所等が行う行事

◎映画、テレビ番組やCM、ポスター等の撮影

一日につき	19,750円
-------	---------

※同日に複数の公園で撮影する場合は、
1公園ごとに料金がかかります

<料金が免除となる場合>

- ・フリーペーパーやホームページ、テレビ番組など無料での提供物に掲載される画像、映像の撮影

◎その他

※県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係までお問い合わせください。

2) 占用許可に係る料金

- ・占用許可を得て施設を設置する場合は以下の料金がかかります。

◎仮設テント、仮設ステージ…等

1日につき1㎡あたり	53円
1月につき1㎡あたり	960円

<料金が免除となる場合>

- ・上記の行為許可が料金免除となる場合の占用物

◎その他

※県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係までお問い合わせください。

(5) 申請の手順

「行為」、「占用」の手続きは、以下の手順・方法にてお願いします。

①申請書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて
県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係まで提出してください。

- ・提出方法は下記のいずれかを選択してください。
 - 窓口での紙提出
 - 郵送（〒920-8214金沢市直江南2-1）
 - メール（公園申請用 E-mail : kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp）
 - 石川県電子申請システム（<https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/>）



スマートフォンでの
アクセスはこちらから

<提出書類>

(1) 申請書×1部

- ・申請書に必要事項を記入し、提出してください。
※団体利用のみです。個人使用での申請はできません。
- ・申請書の様式は県庁及び県央土木総合事務所の都市施設課に備え付けてあるほか、
県のホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/shinsei/index.html>）からもダウンロードできます。

(2) 添付書類×各1部

- 使用箇所位置図：平面図や住宅地図などに**使用を希望する範囲を明示してください。**
県央土木総合事務所にもありますので、申請当日記入することも可能です。
別ファイルに各公園の平面図がありますので、必要に応じてご利用ください。
- 催事内容資料：催事等の実施要領やパンフレット等、内容がわかる資料を提出してください。
火気を使用する場合は、使用器具、火気の使用責任者を明記してください。
- 占用物件資料：占用申請の場合は、占用物の面積、形状、構造、数量、設置位置等がわかる資料を提出してください。

<受付期間>

- ・申請書の受付は**使用する日の2ヶ月前**（ふた月前の同一の日付。この日が土日祝日の場合は直後の平日）の午前8時30分から7日前までです。
- ・使用を希望する日程、箇所が同じ方が複数同時に来られた場合にはクジ引きとなります。
- ・既に予約で埋まっている場合もあります。事前にお問い合わせください。



②申請内容について審査後、約1週間を目処に許可書を郵送します。
料金が必要なものについては、併せて納入通知書を郵送しますので
指定金融機関でお支払いください。



③許可書に記載の内容を遵守し、公園をご利用ください。

(6) 「行為許可申請書」「占用許可申請書」の記入様式と記入例

都市公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 殿

住 所

氏 名

都市公園内において次の行為をしたいので、石川県都市公園条例第3条第1項の規定により申請します。

都 市 公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 の 面 積	m ² (利用予定人数 人)
行 為 の 期 間 使 用	令和 年 月 日 (午前・午後 時) から 令和 年 月 日 (午前・午後 時) まで
都 市 公 園 の 復 旧 方 法	原 形 復 旧
※ 使 用 料 の 額	円
そ の 他	担当者 連絡先TEL

備考 ※の欄は記入しないでください。

行為許可申請 記入例

別記様式第4号（第5条関係）

都市公園内行為許可申請書

令和〇〇年〇〇月△△日

申請書の提出日

石川県知事 馳 浩 殿

住 所 〒123-4567
□□県△△市〇〇町▽丁目☆番地

氏 名 〇〇町公民館 館長 石川 太郎

団体代表者の役職・氏名を記入
(押印不要です)

都市公園内において次の行為をしたいので、石川県都市公園条例第3条第1項の規定により申請します。

使用する公園名称

都 市 公 園 名	〇〇公園
行 為 の 目 的	□□町会対抗グラウンドゴルフ大会
行 為 の 内 容	地域住民の親睦のため町会主催によるグラウンドゴルフ大会を実施
使 用 の 面 積	△△㎡ (利用予定人数 △△ 人)
行 為 の 期 間	令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日 (午前・午後 〇〇 時) から 令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日 (午前・午後 〇〇 時) まで
都 市 公 園 の 復 旧 方 法	原 形 復 旧
※ 使 用 料 の 額	円
そ の 他	担当者 〇〇町公民館 連絡先 TEL 000-000-0000 副館長 金沢 太郎

催事等の名称

催事等の趣旨や内容を簡単に記入

使用するおよその面積と人数を記入
面積不明の場合は人数だけでも可

原形復旧を遵守してください

会場の設営や撤収に
必要な時間も含めて記入

記入しないでください

連絡窓口となる方を記入

備考 ※の欄は記入しないでください。

使用を希望する範囲を明示した図面を添付して

Eメール : kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp まで送信してください

都市公園占用許可申請書

年 月 日

石川県知事 馳 浩 殿

住 所

氏 名

次のとおり都市公園を占用したいので、都市公園法第6条第1項の規定により申請します。

都 市 公 園 名	
占 用 の 場 所	
占用物件の種類及び数量	
占 用 の 面 積	㎡
占 用 物 件 の 構 造	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 の 方 法	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用物件の管理方法	
都市公園の復旧方法	原 形 復 旧
※ 使 用 料 の 額	円
そ の 他	担当者 連絡先TEL

備考 ※の欄は記入しないでください。

占有許可申請 記入例

都市公園占有許可申請書

令和〇〇年〇〇月△△日

石川県知事 馳 浩 殿

申請書の提出日

団体代表者の役職・氏名を記入
(押印不要です)

住所 〒123-4567
□□県△△市〇〇町▽丁目☆番地
氏名 〇〇町公民館 館長 石川 太郎

次のとおり都市公園を占有したいので、都市公園法第...項の規定により申請します。

使用する公園名称

都市公園名	〇〇公園
占有の場所	別紙参照
占有物件の種類及び数量	仮設テント（幅△. △m×奥行□. □m）：〇〇張
占有の面積	〇〇. 〇 m ²
占有物件の構造	パイプ式テント
占有の目的	□□町会対抗グラウンドゴルフ大会の本部テント
占有の期間	令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日から 令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日まで
工事の方法	申請者が設置
工事の期間	令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日から 令和 〇〇 年 □□ 月 △△ 日まで
占有物件の管理方法	申請者が管理
都市公園の復旧方法	原形復旧
※ 使用料の額	円
その他	担当者 〇〇町公民館 連絡先 TEL 000-000-0000 副館長 金沢 太郎

占有する位置がわかる図面を添付

占有する物件の内容を簡単に記入
詳細な形状や構造が分かる資料を添付

占有する平面積の総計を記入
複数物件がある場合は計算式を添付

設営・撤収の工事期間を含めて記入
開始を「許可の日」とすることも可

申請者の責任・管理の下に設置してください

電柱・下水管等工事を伴うものは
その工事期間を記入
仮設テント等の一時的なものは設営
開始日から撤去完了日までを記入
開始を「許可の日」とすることも可

占有物は申請者が
管理してください

原形復旧を遵守してください

記入しないでください

連絡窓口となる方を記入

備考 ※の欄は記入しないでください。

使用を希望する範囲を明示した図面を添付して

Eメール : kenou-park@pref. ishikawa. lg. jp まで送信してください

3. 各公園の概要と利用上の留意事項

1

海浜の貴重な緑あふれるレジャーゾーン 健民海浜公園

[広域公園]

公園の概要

- 所在地 金沢市普正寺町ほか
- 開設面積 47.1ha
- 利用案内 7月～8月 9:00～18:00
9月～6月 9:00～17:00
- 問い合わせ先 健民海浜公園管理事務所
TEL.(076)267-2266
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907

主な施設

海浜プール(各種プール9種類、レストハウス)、
ボート乗場、大池、遊歩道、野鳥の森、
軟式野球場(2面)、ソフトボール場(1面)、
多目的グラウンド(1面)、バーベキュー場、
駐車場(153台、障がい者用6台)

交通

金沢駅西口より北鉄バス
「海浜公園口」下車徒歩 10分
香林坊より北鉄バス「金石」下車徒歩 20分
臨時バス / 7～8月
JR 金沢駅東口発「健民海浜公園」行



▲林間広場(遊具)



この公園は、自然豊かな海岸林と日本海に向かって開けた海浜、そして、ゆったりと流れる犀川河口の砂丘地にあります。

ここは、もともと旧陸軍省の所有する演習場として利用されていました。戦後、金沢市有地となり、県は、この市有地と海浜の国有地、それに民有地を買収し、県政百周年記念事業として海浜公園を整備しました。

主な施設として、せせらぎ、徒渉プールのほか、水流プール、スライダープールなど9種類の多様なプールが設けられており、広く県民に親しまれています。そのほか、多目的に利用できる運動広場やボート大池があるほか、クロマツ、エノキ、アカシアなどを中心とした海岸林の中には遊歩道がめぐらされており、野鳥や植物などの自然観察と静かな散策を楽しむことができます。



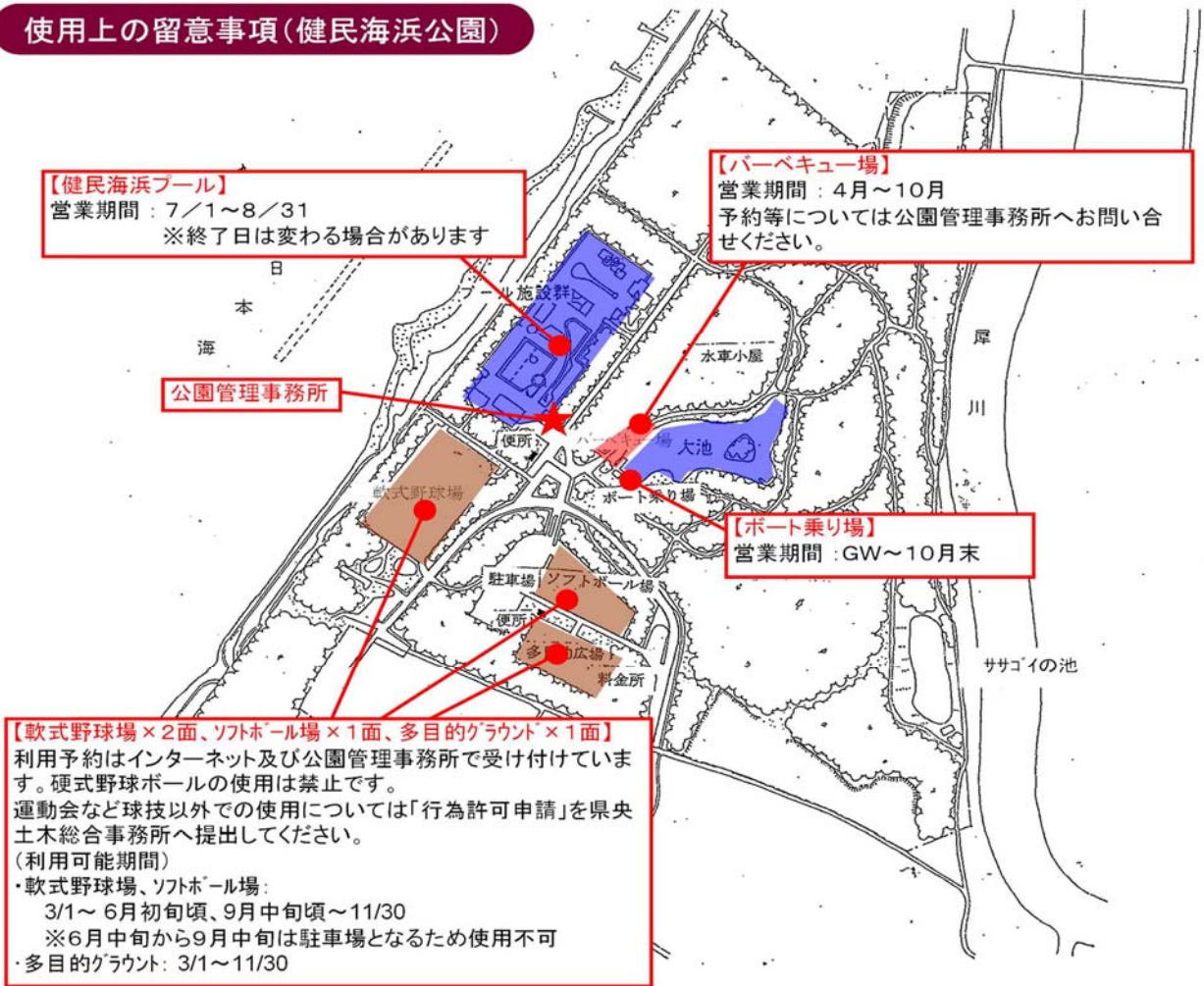
▲大池とバーベキュー場



▲軟式野球場



使用上の留意事項(健民海浜公園)



1) グラウンド

- ・施設内容：軟式野球場×2面、ソフトボール場×1面、多目的グラウンド×1面
- ・利用可能期間：軟式野球場、ソフトボール場：3/1～6月初旬、9月中旬～11/30
多目的グラウンド：3/1～11/30
※6月中旬から9月中旬は駐車場となるため使用できません。
- ・利用予約：インターネット及び公園管理事務所にて受け付けています。
- ・利用料金：無料
- ・硬式野球ボールの使用は禁止しています。
- ・運動会など球技以外での使用については「行為許可申請書」を県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ提出してください(有料となる場合があります)。

2) 健民海浜プール

- ・営業期間：7/1～8/31(終了日は変更になる場合があります)
- ・料金：大人640円、高校生420円、中学生320円、小人210円

3) バーベキュー施設(6基)

- ・営業期間：4～10月
- ・料金：1基3時間600円(鉄板セット込み)、6時間1,000円(鉄板セット込み)
- ・利用予約は公園管理事務所又はHPにて受け付けています。

4) ボート

- ・営業期間：ゴールデンウィーク頃～10月末
- ・料金：1隻20分300円

詳しくは、HPをご覧ください。

<http://www.kenminkouen.com>

5) 駐車場

- ・料金：プール営業期間のみ有料です。
バス800円/回、4輪(バス除く)400円/回、2輪自動車・原付自転車150円/回

2

金沢市街地を一望する大芝生広場 奥卯辰山健民公園

〔総合公園〕

公園の概要

- 所在地 金沢市若松町、東長江町ほか
- 開設面積 71.3ha
- 問い合わせ先 奥卯辰山健民公園管理事務所
TEL.(076)264-0395
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907

主な施設

芝生広場、大池、多目的グラウンド(1面)、ベルギー庭園、デイキャンプ広場、大型遊具、里山回廊交流広場、里山保全園地、パークゴルフ場、奥卯辰山のびのび交流館とんぼテラス、駐車場(353台、障がい者用6台)

交通

JR 金沢駅より北鉄バス「鈴見台四丁目」下車
徒歩 16分



▲デイキャンプ広場



▲さくらひろば



昭和45年、ゴルフ場であったところを、公園として整備開設しました。ここは、金沢市東部丘陵地の西側斜面にあって、犀川・浅野川の源流となる医王山をはじめとする山々、そして寺町・小立野台から加賀平野に伸びる金沢市街地を一望し、はるか日本海までも遠望することができ、その景色は雄大です。

園内には、旧ゴルフ場の芝生をほとんどそのまま生かした大芝生広場や、昭和45年の大阪万国博覧会を契機にして石川県と友交関係が結ばれたベルギー国より寄贈された「ベルギー庭園」があります。

車の乗り入れが可能なデイキャンプ広場や広大な芝生広場を利用した人気のパークゴルフ場も設けられており、冬の積雪時にはスキーやそりすべりといった遊びも楽しめるこの公園は、春夏秋冬、老若男女を問わず県民の憩いの場となっています。

平成30年には新たな公園センターである「奥卯辰山のびのび交流館とんぼテラス」がオープンし、遊びや休憩、レクリエーション活動など、休日には多くの家族連れで賑わっています。



▲こどもひろば(大型遊具)



▲とんぼテラス
内部



▲奥卯辰山のびのび
交流館とんぼテラス



▲パークゴルフ場



▲里山保全園地

使用上の留意事項(奥卯辰山健民公園)

【多目的グラウンド×1面】

利用予約はインターネット及び公園管理事務所で受け付けています。硬式野球ボールの使用は禁止です。運動会など球技以外での使用については「行為許可申請」を県央土木総合事務所へ提出してください。利用可能期間:3/1~11/30

【ディキャンプ広場(バーベキュー場)】

営業期間:4月~11月
予約等については公園管理事務所へお問い合わせください。

公園管理事務所

【パークゴルフ場】

利用予約は公園管理事務所で受け付けています。

1) 多目的グラウンド

- ・施設内容:多目的グラウンド×1面
- ・利用可能期間:3/1~11/30
- ・利用予約:インターネット及び公園管理事務所で受け付けています。
- ・利用料金:無料
- ・硬式野球ボールの使用は禁止しています。
- ・運動会など球技以外での使用については「行為許可申請」が必要です。県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ提出してください(有料となる場合があります)。

2) ディキャンプ広場(バーベキュー場)

- ・施設内容:オートキャンプサイト20サイト(各サイト1炉、日除け付)、炊事舎1棟
- ・期 間:4月1日~11月30日
- ・利用料金:1サイト1,880円(1サイトで8人くらいまで)
- ・利用予約:公園管理事務所及びHP上で受け付けています。

3) パークゴルフ場

- ・施設内容:全36ホール(公益財団法人日本パークゴルフ協会公認コース)
- ・料 金:道具貸出一式150円、大人350円、小学生以下150円
- ・利 用:公園管理事務所で受け付けています。

★公園管理事務所は、「奥卯辰山のびのび交流館とんぼテラス」内にあります。開館時間:午前8時~午後5時

詳しくは、HPをご覧ください。

<http://kgs-okutatu.com>

3

静けさと歓声が出会う場所 北部公園

[総合公園]

公園の概要

- 所在地 金沢市忠縄町ほか
- 開設面積 22.9ha
- 問い合わせ先 北部公園管理事務所
TEL.(076)257-2073
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907

主な施設

中央広場、さくらの園、どんぐりハウス、軟式野球場(2面)、ソフトボール場(2面)、多目的グラウンド(1面)、ゲートボール場(2面)、大型遊具、駐車場(437台、障がい者用5台)

交通

JR 金沢駅より JR バス「湖陽住宅前」下車
徒歩 1分



▲中央広場



▲ちびっこ広場(大型遊具)



北部公園は、金沢の都心から北西へ約7km、河北潟水田地帯の一端、森本地区に位置しています。東西に流れている森下川をはさんで、右岸が「スポーツレクリエーションゾーン」、左岸は緑豊かな「休憩ゾーン」となっています。

スポーツレクリエーションゾーンには、ソフトボール場、軟式野球場のほかサッカーに利用できる多目的グラウンドがあり、各種の大会などに利用されています。

また、休憩ゾーンには、各種の樹木や草花が植えられており、季節を問わず野外観察ができるほか、様々な野鳥が姿を見せてくれます。



▲ひごいの池



▲ソフトボール場



▲どんぐりハウス周辺



▲さくらの園

使用上の留意事項(北部公園)

《休憩ゾーン》



1) グラウンドゴルフ等でのご利用について

北部公園はグラウンドゴルフの練習や大会に利用される方が多いため円滑にご利用いただけるよう、皆様に以下のことをお願いしています。

- * 練習での使用は平日のみ可能です。公園管理事務所にお申し込みください。
大会でのご利用は、県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ行為許可申請書を提出してください。

(中央広場、イベント広場)

- ・グラウンドゴルフでの使用が可能です。練習は平日のみ可能です。学校遠足や園外保育などの利用希望も多いので、日程を調整していただくこともあります。

(さくらの園)

- ・来園者のくつろぎのスペースです。グラウンドゴルフ等でのご使用はできません。
※公園全体を使用して行う催し物(イベント)でスペースが足りない場合を除きます。

(ちびっこ広場)

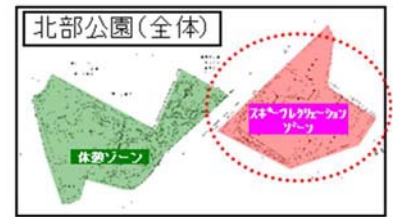
- ・小さなお子様の遊び場です。グラウンドゴルフなどの練習、大会では使用できません。

(キッズサッカー場)

- ・子どもの利用を優先しています。子どもの利用予約が入っていない平日のみ、グラウンドゴルフ等での使用が可能です。

使用上の留意事項(北部公園)

《スポーツレクリエーションゾーン》



【軟式野球場×2面、ソフトボール場×2面、多目的広場×1面】
利用予約はインターネット及び公園管理事務所で受け付けています。
硬式野球ボールの使用は禁止です。
運動会など球技以外での使用については「行為許可申請」を県央土木総合事務所へ提出してください。
利用可能期間: 3/1～11/30



【ゲートボール場】
利用予約は公園管理事務所で受け付けています。

1) グラウンド

- ・施設内容：軟式野球場×2面、ソフトボール場×2面、多目的広場×1面
- ・利用可能期間：3/1～11/30
- ・利用予約：インターネット及び公園管理事務所で受け付けています。
- ・利用料金：無料
- ・硬式野球ボールの使用は禁止です。
- ・運動会など球技以外での使用については「行為許可申請書」を県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ提出してください（有料となる場合があります）。

2) ゲートボール場・自由広場

- ・利用予約：公園管理事務所へお問い合わせください。

詳しくは、HPをご覧ください。

<http://kgs-hokubupark.com/>

4

生活の中に生きる水辺空間

犀川緑地

〔都市緑地〕

公園の概要

- 所在地 金沢市普正寺町～大桑、城南地区
(犀川沿)
金沢市西泉3丁目～窪6丁目地内
(伏見川沿)
金沢市西泉3丁目～野々市市属ヶ丘
地内(高橋川沿)
 - 開設面積 39.0ha
 - 問い合わせ先 犀川緑地管理事務所
TEL.(076)243-8564
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907
 - 簡易グラウンド
の問い合わせ 石川県県民交流課
TEL.(076)225-1366
- ### 主な施設
- 法島～大桑地区 いしかわ子ども交流センター、
芝生広場、大型遊具、健康遊具、
ピオトープ池、せせらぎ水路
 - 犀川自転車道 犀川神社～健民海浜公園(8.1km)
 - その他 大桑簡易グラウンド(野球場4面)、
まめだ簡易グラウンド
(野球場2面、サッカー場2面)
 - 駐車場 305台、障がい者用8台

交通

- 法島地区：JR金沢駅より北鉄バス「寺町一丁目」
下車徒歩5分
大桑地区：JR金沢駅より北鉄バス「西大桑」下車
徒歩1分
JR金沢駅より北鉄バス「三口新町」
下車徒歩15分



◀法島地区
エントランス



金沢には、水清らかな二筋の流れがあります。市街地の北を流れるのが浅野川、南を流れるのが犀川です。「美しい川は流れたり、そのほとりに我は住みぬ、春は春、夏は夏の花つける堤に坐りて…」室生犀星によってこのように歌われている犀川は金沢の街にとけ込み、市民の生活空間の一部として今も脈々と生きついています。

犀川緑地は、犀川の河口から大桑地区までの約13kmの区間と、犀川の支流である伏見川・高橋川の河川空間を公園として整備したものです。河川の景観を保全するとともに河川敷内を緑化し、散策、レクリエーションが出来るようになっています。上流の大桑地区にはピオトープ池や芝生広場、駐車場等が整備されており、上流側の利用拠点となっています。

また、法島地区には、いしかわ子ども交流センターや芝生広場、公園管理事務所があります。さらに、犀川大橋のやや上流右岸沿いには、犀星の文学碑や高浜虚子・年尾の父子句碑が建っています。この堤防沿いの道は「犀星の道」と名づけられ、みごとな桜並木が道ゆく人々を楽しませてくれます。

ここ犀川緑地は、春には花見、夏には釣りや花火大会など、秋には運動会、グラウンドゴルフ大会、冬にはソリ遊びにと四季折々の水辺レクリエーションの場として親しまれています。



▲上菊橋上流(法島地区)



▲湿性園(法島地区)



▲ぐるぐる広場(大桑地区)



▲御影大橋～新橋(桜)

使用上の留意事項(犀川緑地)

【まめだ簡易グラウンド】

犀川緑地には含まれていません。
利用についての窓口は県の県民交流課へ。
(Tel.225-1366)

【犀川自転車道】

普正寺橋から犀川神社までの自転車道は犀川緑地の一部です。
マラソン大会やウォーキング大会での使用は、県央土木総合事務所へ。

【犀川河川敷の芝生部】

犀川右岸側：大豆田橋～犀川雪見橋
犀川左岸側：JR横断部～犀川雪見橋
上記の芝生地は犀川緑地の一部です。
グラウンドゴルフの大会等で使用する場合は、県央土木総合事務所に「行為許可申請」を提出してください。
バーベキューは禁止です。(一部の箇所でもカセットコンロ使用は許可しています。)
スパイクシューズの使用は禁止です。

【大桑簡易グラウンド】

犀川緑地には含まれていません。
利用についての窓口は県の県民交流課へ。
(Tel.225-1366)

【伏見川・高橋川沿い園路】

伏見川と高橋川の合流部から上流の両岸にある園路は犀川緑地の一部です。

【法島・大桑地区】

犀川緑地の一部です。
グラウンドゴルフでの使用は禁止しています。
お祭りや運動会などの開催は、県央土木総合事務所に「行為許可申請」を提出して下さい。
※「いしかわ子ども交流センター」の利用については、直接、センターへ。(Tel.243-6501)



1) 犀川河川敷の芝生広場

- ・ 犀川沿いの芝生広場の内、次の範囲は犀川緑地に位置づけられています。
右岸側：大豆田橋～犀川雪見橋
左岸側：JR横断部～犀川雪見橋
- ・ バーベキューを含む火気の使用は禁止です。
但し、以下の2箇所についてのみ、カセットコンロに限って使用を認めています。
(炭、薪、ゴムホースで接続するプロパンガスを利用する器具は禁止です)
なお、橋の下の部分も禁止されています。



- ・スパイクシューズの使用は芝生が傷みますので禁止です。
- ・グラウンドゴルフの練習でのご利用については、歩行者や他の来園者の迷惑や危険にならないようご注意ください。
- ・大会やイベント等で使用する場合は、県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係に「行為許可申請書」を提出してください（当該地は河川区域でもあるため、県央土木総合事務所の維持管理課河川管理係にも「河川敷一時占用許可」の申請が必要な場合があります）。

2) 犀川自転車道

- ・普正寺橋から犀川神社までの自転車道は犀川緑地の一部として管理しています。
- ・マラソン大会やウォーキング大会等での使用は県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ「行為許可申請書」を提出してください。
- ・遠足や長距離走などの学校行事で、テント等を設置せず、かつ独占的に使用しない場合は、特に申請の必要はありません。但し複数重なった場合には相互に支障をきたすため、
 - i) 遠足は1公園に同時に2~3校程度まで(人数で判断)
 - ii) 長距離走は走るルートごと同時に1校だけ
 としています。特に申請書は必要ではありませんが、日時,場所,学校名(団体名),学年,人数,代表者名を電話等で伺って受け付けとしています。県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係までご連絡ください。
 なお、自転車道は河川区域でもあるため使用箇所によっては、県央土木総合事務所維持管理課河川管理係にも「河川区域一時使用許可」の申請が必要です。

3) 「まめだ簡易グラウンド」、「大桑簡易グラウンド」

- ・ご利用については石川県県民交流課へお問い合わせください(Tel.076-225-1366)。

4) 法島・大桑地区

- ・「ぐるぐる広場」や「芝生広場」など法島・大桑地区の広場ではグラウンドゴルフ等は禁止しています。
- ・お祭りや運動会などの開催は、県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係に行為許可申請書を提出してください。
- ・遠足利用については、特に申請書は必要ありませんが、複数重なった場合には相互に支障をきたすため、日時,場所,学校名(団体名),学年,人数,代表者名を電話等で伺って受け付けとしています。県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係までご連絡ください。
- ・「いしかわ子ども交流センター」の施設利用については、直接、センターへお問い合わせください(Tel.076-243-6501)。



5

緑につつまれたスポーツの殿堂 西部緑地公園

【運動公園】

公園の概要

- 所在地 金沢市袋島町、古府町、北塚町、稚日野町
- 開設面積 54.8ha
- 問い合わせ先 西部緑地公園管理事務所
TEL.(076)268-6685
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907
いしかわ総合スポーツセンター
TEL.(076)268-2222
テニスコート
TEL.(076)249-0999

主な施設

陸上競技場(日本陸上競技連盟第1種公認)、補助競技場、投てき場、多目的広場(1面)、芝生広場、大型遊具、いしかわ総合スポーツセンター(体育館、プール)、産業展示館1号館、2号館、3号館、4号館、テニスコート14面(人工芝13面、ハード1面)、野球場(1面)、ソフトボール場(1面)、駐車場(3,181台、障がい者用37台)

交通

JR金沢駅より北鉄バス「袋島西部緑地公園前」下車徒歩5分
JR金沢駅より北鉄バス「西部緑地公園」下車



▲いしかわ総合スポーツセンター



昭和47年、各種産業の展示、スポーツなどの催物の会場として産業展示館が建設され、翌年ここを主会場として北陸地域の産業振興を目的とした日本海博覧会が開催されました。この博覧会終了後に、市街地の出羽町にあった県営野球場がこの公園の中に移転されたのを契機として以後、本県を代表する各種のスポーツ施設が整備されてきました。

1種公認の陸上競技場、補助競技場、投てき場をはじめテニスコートやソフトボール場、多目的な運動広場が設けられています。

また、大型の産業展示館が4棟整備され、室内イベント会場として、さまざまな展示会や見本市に利用されています。

さらに、平成20年には金沢城公園内にあった県体育館に代わる「いしかわ総合スポーツセンター」が整備され、多くの方に利用されています。



▲中央広場(大型遊具)



▲中央広場(蒸気機関車の展示)

使用上の留意事項(西部緑地公園)



1) 園内各施設の受付窓口

- 西部緑地公園内の各施設は、施設によって受付窓口が異なります。利用やお問い合わせについては下表の窓口までお問い合わせください。

□ 設	産業展示館	野球場、陸上競技場、投てき場、補助競技場	テニスコート	いしかわ総合スポーツセンター	その他の園内施設
県の所管課	経営支援課 Tel.225-1521		スポーツ振興課 Tel.225-1391		県央土木総合事務所 都市施設課 Tel.239-3907
指定管理者	(一財)石川県県民ふれあい公社 Tel.268-6222		三幸(株) Tel.249-0999	石川県体育協会グループ Tel.268-2222	(一財)石川県県民ふれあい公社 Tel.268-6685

2) グラウンド

- 施設内容：多目的広場×1面、ソフトボール場×1面
- 利用可能期間：3/1~11/30
- 利用予約はインターネット及び公園管理事務所です受け付けています。
- 利用料金：無料
- 硬式野球ボールの使用は禁止です。
- 運動会など球技以外での使用については「行為許可申請書」を県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ提出してください(有料となる場合があります)。

3) 北塚園地

- グラウンドゴルフでの使用が可能です。大会等での使用については「行為許可申請書」を県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係へ提出してください。

6

藩政期の歴史を刻む「寺中の森」 大野湊緑地公園

【都市緑地】

公園の概要

- 所在地 金沢市寺中町、金石本町、普正寺町
- 開設面積 2.7ha
- 問い合わせ先 銭屋五兵衛記念館
TEL.(076)267-7744
県央土木総合事務所
TEL.(076)239-3907

主な施設

銭屋五兵衛記念館、親水広場、休憩所
駐車場(23台、障がい者用1台)

交通

香林坊より北鉄バス「寺中」下車徒歩5分



大野湊緑地公園は、金沢市北西部の金石地区に位置しています。この地域は、大野湊神社の境内地を中心に、古くから「寺中の森」と呼ばれており、金沢市指定の天然記念物(文化財)となっています。

そのため、この公園は、多くの人に親しまれてきた社叢林の自然景観を保全し、都市景観の向上を図るとともに、地域住民の「まちの森」となるよう整備しました。

園内の一角には、銭屋五兵衛記念館が設置されており、その周辺には水に親しめる広場や四阿を整備し、緑と水をふんだんに取り入れた公園となっています。



▲池と舟を模した休憩所



▲銭屋五兵衛記念館

使用上の留意事項(大野湊緑地公園)



1) 公園の利用

- ・公園および銭屋五兵衛記念館のご利用に関するご質問等については、銭屋五兵衛記念館(Tel.076-267-7744)までお問い合わせください。

4. Q&A よくあるご質問

公園に関してよくいただく質問をまとめました。ご参照ください。

Q：グラウンドゴルフの練習をしてもよいか。

A：・グラウンドゴルフの練習での利用については希望者が多く、他の目的での来園者も含め、皆様に円滑な利用をしていただけるよう、各公園で利用に関するルールを定めております。
・詳しくはP16～の「各公園の概要と利用上の留意事項」の欄をご覧ください。
・練習での使用は場所を独占する形ではなく、他の来園者に迷惑や危険の及ばない範囲でご利用ください。
・大会等の開催で公園の一部を独占して使用する場合は「行為許可申請」が必要です。

Q：グラウンドゴルフをするのに芝が長すぎる。刈って欲しい。

A：・芝生や植栽は指定管理者によって管理されていますが、公園としての限られた予算の中での運営であり、芝刈りの回数も限られます。芝刈り前など時期によっては、芝が長い場合もありますが、ご理解いただきますようお願いします。

Q：公園で野球、サッカーをしても良いですか？

A：・他の来園者に迷惑や危険を及ぼす形での球技は禁止しています。
※但し、グラウンドゴルフについては、ボールが空中を飛ばないので一部許可しています。

Q：花見をしたいのですが許可は必要ですか？

A：・ブルーシートなど撤去が容易に出来るものを敷く程度の通常の花見であれば、自由使用の範囲であり、特に許可は必要ありません。
・但し、火気の使用については、禁止しておりますので留意してください。
・ごみは必ずお持ち帰りください。

Q：遠足、写生会、長距離走などの学校行事に公園を利用したいのですが許可は必要ですか？

A：・遠足や写生会、長距離走などの学校行事で、テント等を設置せず、かつ独占的に使用しない場合は特に申請の必要はありません。
・但し、複数重なった場合には相互に支障をきたすため、
i) 遠足は公園の規模に合わせ、1公園に同時に2～5校程度まで（人数で判断）
ii) 長距離走は走るルートごと同時に1校だけとしています。
特に申請書は必要ではありませんが、日時、場所、学校名（団体名）、学年、人数、代表者名を電話等で伺い、受け付けとしています。
各公園管理事務所または県央土木総合事務所都市施設課公園緑地係までご連絡ください。

Q：公園でバーベキューをしたいのですが・・・

A：・以下の箇所以外で公園での火気の使用は禁止です。
i) 奥卯辰山健民公園：デイキャンプ広場（バーベキュー場）
ii) 健民海浜公園：バーベキュー場
iii) 犀川緑地の一部：犀川緑地の下記2箇所についてのみ、カセットコンロに限って使用を認めています。
①下菊橋上・下流右岸（菊川交番下緑地）
②大豆田大橋上流側右岸（プラザ信開前緑地）
詳しくは P25「使用上の留意事項（犀川緑地）」をご覧ください。

Q：イベントに出店する屋台で調理用の火を使っても良いですか？

A：・イベント等に伴い主催者の安全管理責任の下で行われる火気使用については禁止していません。行為許可申請の際、火気使用が有ることを申し出てください。

Q：公園で花火をしても良いですか？

A：・各公園とも原則、禁止です。

《お問い合わせ・各種申請は》

石川県 県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係

TEL:076-239-3907 FAX:076-239-3705

E-mail: kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp (公園申請受付用)

〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地 (石川県直江庁舎2階)

県央土木総合事務所では、以下の6箇所の都市公園を所管しています。
「健民海浜公園」、「奥卯辰山健民公園」、「北部公園」
「犀川緑地」、「西部緑地公園」、「大野湊緑地公園」

